

令和2年12月14日

全国中小企業団体中央会 御中

経済産業省

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

貴法人におかれては、平素から格別のご交配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、これまでも、昨年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）に基づき、各業所管官庁から関係業界団体等に対して、マイナポイントによる消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけていただいているところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。また、職員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得やe-Taxによる確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、マイナンバーカードは、大きなメリットがあるカードです。

今般、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、令和4年度末にほぼ全国民に行き渡ることを目指していく旨の御発言があったところであり、政府として、普及拡大に向け、改めて、取組を進めているところです。

以上を踏まえ、内閣官房副長官補室・内閣官房番号制度推進室・総務省自治行政局住民制度課から、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて依頼がありました。

つきましては、下記の要領で、貴法人の職員等に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 呼びかけに係る資料を用意しましたので、御活用下さい（チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」<https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/meritippai.pdf>）。資料は、そのまま、貴法人のイントラネットへ掲載いただいたり、職員に対しメール添付でお知らせいただけるよう、作成しています。全ての職員の方が閲覧できるように、チラシの周知をお願いいたします。
- 2) 関連する以下の動画、ポスター、リーフレットの電子媒体を併せてお送りしますので、御自由に御活用下さい。
 - ・説明動画「メリットいっぱいマイナンバーカード」
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>
 - ・説明動画「マイナちゃん・平井大臣がマイナンバーカードについて解説してみた」
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie34.html>

(従業員に対して、視聴いただくよう呼びかけをお願いいたします。)

- ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/meritippai.pdf>
- ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2019_security.pdf
- ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf_card_apply_20201020_a4.pdf
- ・リーフレット「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」
https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2020_hokensho_moshikomi.pdf
- ・リーフレット「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」
https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2019_hokensho3.pdf
- ・リーフレット「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」
https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf_mynapoint_20201020_a4.pdf
- ・リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」
https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf_mynaportal_20201106_a4.pdf

3) 呼びかけは、できる限り速やかに（遅くとも年内には）実施頂ければ幸いです。

4) 令和2年度中にQRコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付する予定であり、QRコードを用いたオンライン申請を推奨しております。また、一部の市区町村においては、カードの交付申請について、貴法人等に赴く方式を実施しています。ご興味がある法人におかれては、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談下さい。

5) 以上のほか、貴法人の実情に応じ、職員等に対し、効果的な呼びかけ等を行っていただければ幸いです。なにとぞ、よろしくお願いいたします。

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（抄）

令和元年6月4日
デジタル・ガバメント閣僚会議

I 基本的考え方

国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

このため、令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策について、利便性が高く、将来のポイント利用の拡張性も担保したシステム基盤を目指し、マイナンバーカードの普及につなげる。

令和3年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用する。その際、全国の医療機関等が円滑に対応できるよう、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、国家公務員や地方公務員等によるマイナンバーカードの率先した取得を促すとともに、各保険者による取得促進策の速やかな具体化を推進する。

（略）

各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

(2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ

マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業において必要な手続きが円滑に進むよう、本年7月に、全業所管官庁等の局長級会議を設置する。

業所管省庁毎に、工程表等を作成し、各団体等への要請、説明会の開催、カード申請出張サービスの案内等を進めるとともに、定期的なアンケート調査等を通じて、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。

また、健康保険証利用が円滑に進むよう、各業所管省庁から業界団体等を通じて、初回登録、医療機関へのシステム対応等の働きかけ、被保険者への周知等を実施する。

あわせて、主要経済団体等を通じて、同様の取組を行う。